

改正

令和7年2月28日訓令第3号

令和8年4月1日訓令第42号

根室市週休2日設定工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、根室市が発注する土木工事における週休2日設定の推進に向け、週休2日による施工の実施方法、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、週休2日とは、次項に規定する対象期間において、次の各号に定めるところによる。

(1) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態

(2) 通期の週休2日 対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態

2 対象期間とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

(1) 年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）

(2) 夏季休暇3日間

(3) 工場製作のみを実施している期間

(4) 工事全体を一時中止している期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

4 4週8休以上の現場閉所とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

5 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、市長が週休2日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事、維持修繕工事、契約上の工期の大半が工場製作で現場作業が比較的短期施工である工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第4条 工事の発注方式は、受注者希望型とし、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日による施工を実施するものとする。ただし、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

(補正方法)

第5条 補正の対象となる経費は、土木工事にあつては労務費、共通仮設費及び現場管理費とする。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては、補正の対象としない。

2 当初予定価格から月単位の週休2日を前提とした経費の積算を行い、現場閉所率の達成状況が月単位の週休2日に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

- 3 前2項の経費の補正について、土木工事における補正係数にあつては、北海道が定める週休2日工事に関する実施要領に準ずるものとする。ただし、当該要領によることができない工事における補正係数にあつては、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定によるときは、補正係数を参照する要領等の名称を明らかにした上で、当該要領等に準じるものとする。
- 5 第3項の北海道が定める要領の補正係数及び前項の要領等の補正係数に改正があるときは、随時見直すものとする。

(実施における留意事項)

- 第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施に当たっては、その趣旨に沿うよう努めるものとする。
- 2 週休2日の確保の取組状況に関わらず、工事成績評定において加点や減点等の措置は行わないものとする。
  - 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることもできるものとする。
  - 4 受注者は、地元対応、緊急対応等やむを得ない場合は、監督職員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。
  - 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類（履行報告書、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）の提示により確認を行うものとする。
  - 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所日の前日等に現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
  - 7 一時的に従事した技術者及び技能労働者の勤務期間が連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。この場合において、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。
  - 8 週休2日は4週8休以上の現場閉所を行い4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

(その他)

- 第7条 前項の規定にかかわらず、定めのない事項については、必要に応じて受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月28日訓令第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の根室市週休2日設定工事实施要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の根室市週休2日設定工事实施要領の規定は、施行日以降に行われる公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知を行う入札については、なお従前の例による。